

## 埼玉県公認心理師協会 倫理規程

### (趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、埼玉県公認心理師協会会員（以下「会員」という。）に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

### (目的)

第2条 本規程は、会員が行う心理支援業務（心の健康に関する知識の普及にかかわる活動を含む）における倫理について、その適正を期することを目的とする。

### (倫理綱領)

第3条 本会は、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を別に定める。

### (倫理委員会)

第4条 本会は、第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

### (委員会の業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領等の改廃案に関する作業・審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び処遇案の答申
- (4) その他、会長が必要と認める業務

### (委員会の構成)

#### 第6条

- 1 委員会は、本会理事会により選出された理事1名及びその理事より指名され理事会において承認された会員若干名をもって構成する。
- 2 委員長は、本条第1項の理事が会長の指名を受けて就く。

### (委員会の運営)

#### 第7条

- 1 委員長は、委員会を開催し、議長となる。
- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

- 3 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、委員の互選で選出された委員が委員長職務を代行して行う。

(倫理違反事案の審議報告)

#### 第8条

- 1 第5条(3)に定める業務については、委員会は会長から処遇案の答申を附託された日より起算して3か月以内に、審議の結果を答申するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、会長が認めたときには期間を延長することができる。
- 2 委員会は必要に応じて、職能関連諸団体と連携するものとする。
- 3 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、注意、嚴重注意、教育・研修の義務付け、一定期間内の会員活動の停止、除名のうちのいずれか、またはいくつかを含むものとする。
- 4 第5条(3)に定める業務に係る記録は、鍵のかかる場所に保管し、会長の許可無く閲覧できないものとする。

(処遇)

第9条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

(改廃手続き)

第10条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、本会理事会において幹事理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

付則 本規程は、平成22年6月20日より施行する。

付則 本規程は、令和3年11月30日より施行する。